

金融円滑化にかかる基本的方針および体制について

令和 5 年 6 月 5 日

香川県農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

先般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、金融円滑化法）という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込に対する、柔軟な対応
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当組合の金融円滑化管理に関する体制の整備

（注）方針の全文については、平成 25 年 4 月 1 日に公表しております。

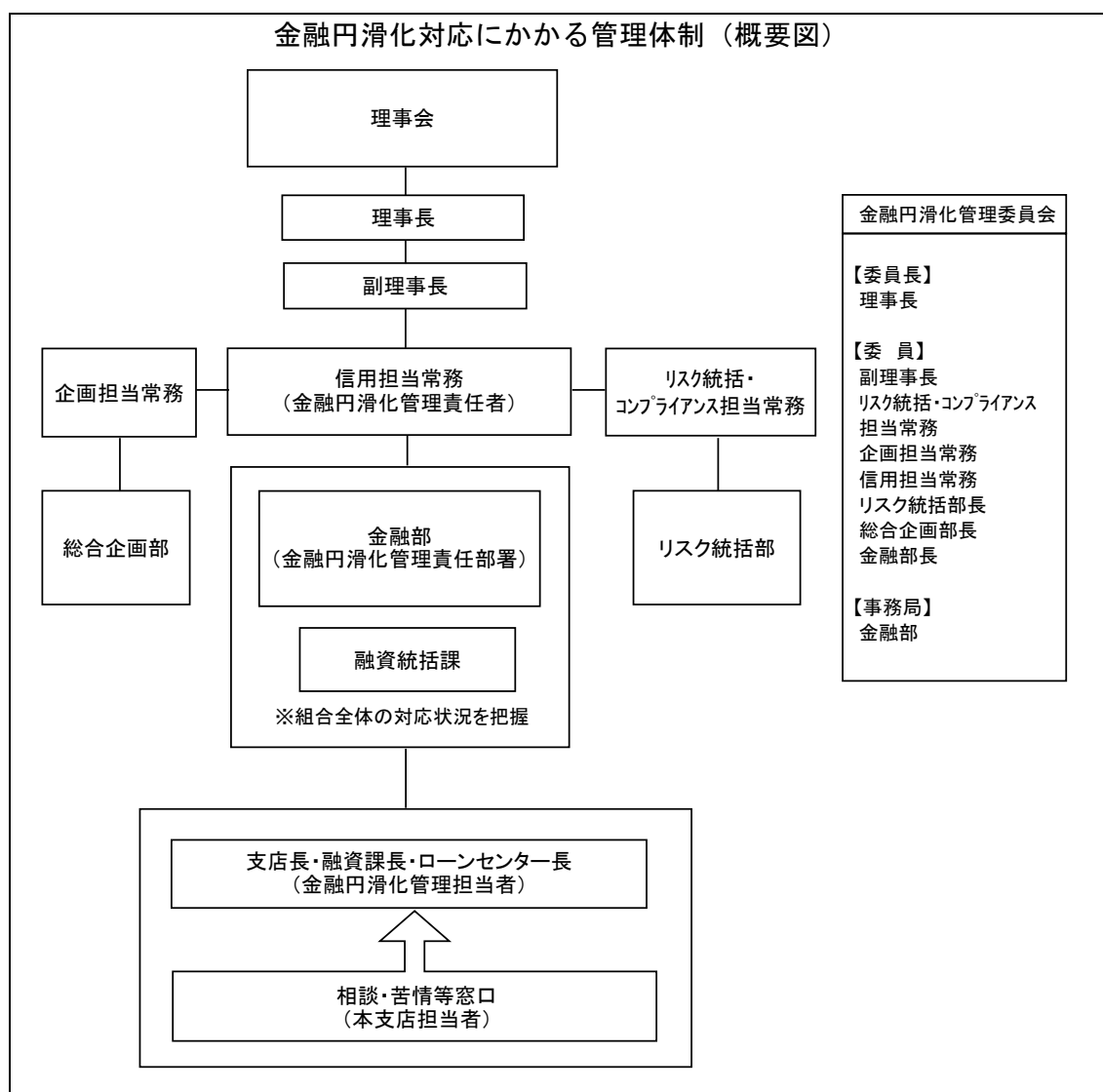
第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握するため、以下の体制を整備しております。

- （1）理事長・副理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委

員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。

- (2) 信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



第3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客さまからの相談・苦情等については、本支店で受け付け、当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応いたします。

その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携して対応を行います。

第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、担い手金融サブリーダーを統括店各融資課に配置し、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合担当職員に対し、必要な指導を行っております。